第5次淡路市行政改革大綱

【2022年3月】

兵庫県淡路市

● 目　次 ●

★ はじめに ……1

Ⅰ 大綱の見直しについて……2

Ⅱ 策定の趣旨……3

1 計画期間

2 基本方針

3 今後の財政見通し

4 公表

Ⅲ 重点取組事項……4

【組織力、職員能力の向上】……4

① 職員の意識改革と人材育成

② 職員配置の最適化と機能的な組織の構築

【効率的な行政運営による歳出の削減】……5

① 事務事業の見直し、効率化の推進

② 民間活力の活用

③ 公の施設の適正配置

【健全な財政基盤の確立に向けた歳入の確保】……6

① 財源の確保

② 下水道の加入促進と使用料の改定

【市民等との協働による魅力あるまちづくりの推進】・6

① 協働のまちづくりの推進

② 魅力あるまちづくりの推進

【各分野におけるこれまでの主要な成果】……7

★はじめに

今回の第５次行政改革大綱策定の目的は、阪神・淡路大震災から創造的復興を遂げた本市が、将来にわたって、市民の安全、安心な生活を確保し、市民生活の質の向上を実現するために、持続可能な行財政基盤を確立することにあります。

合併以降、危機的な財政状況の中、職員の給与カット、職員数の大幅な削減、事務事業の見直し、保育所・小学校の再編、積極的な企業誘致による収入の創造などの行財政改革を実施してきました。結果として、１６年連続の黒字経営、基金は４３億円から１３５億円に増加し、地方債残高は１，０６０億円から６０８億円に減少するなど、これまでの行財政改革の取組が、一定の成果をもたらしました。

第５次行政改革大綱においても、持続可能な行財政運営のために、簡素で効率的な行政運営を目指すことはもちろんですが、それに加えて、南海トラフ巨大地震への備えと新型コロナウイルスへの対策が必要となった時代の転換期において、市民の安全と安心を守る施策を今まで以上に実施していく必要があります。

このような状況の中、行財政改革は、現在の社会情勢に適した取組に改めるものであるため、市民の痛みを伴うこともありますが、共に分かち合いながら、市民が夢と希望をもてる淡路市づくりに向け、取組を着実に進めていかなければなりません。行財政改革の推進によって築かれた、強く安定した行財政基盤の確立により、「未来へつなぐ輝く淡路市」として、さらに発展することが可能となります。

Ⅰ　大綱の見直しについて

これまで、２００６年（平成１８年）５月に「淡路市行政改革大綱」を策定以降、段階的に見直しを重ね、２０１９年（平成３１年）３月「第４次行政改革大綱」を策定し、社会情勢や市民ニーズに的確に対応しながら、持続可能で身の丈に合った行財政システムの構築を図ってきました。

また、２００９年（平成２１年）３月には「淡路市新行財政改革推進方策」を策定し、２０１８年（平成３０年）までの１０年間を計画期間とした全１６９項目の改革項目を掲げ、「職員の定員・給与の見直し」、「公の施設の見直し」、「事務事業の見直し」、「自主財源の確保」など、市民、議会、職員の理解を得て、改革に鋭意取り組み、１０年間で約１６７億円の効果があったと試算しています。（目標効果額２１９億円、達成率７６％）

市の財政状況では、継続的な行財政改革の実施により、２０２０年（令和２年）度決算における実質収支は約２億円の黒字となり、財政健全化判断比率については、実質公債費比率が１４．９％（※平成１９年度２４．０％）、将来負担比率が１４０．９％（※平成１９年度３７１．０％）と着実に改善しています。

しかし、危機的状況を脱したとはいえ、他の地方自治体と比較すると、依然として高い水準となっています。また、今後は、新型コロナウイルス感染症対策経費及び公共施設の老朽化対策経費の増加、合併優遇加算の失効に伴う普通交付税の減額、南海トラフ巨大地震等の災害への備えなどの多くの課題に対応していくためにも、引き続き、行政改革を実施していく指針となる行政改革大綱を見直し、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

※平成19年度の財政健全化数値がワースト

Ⅱ 策定の趣旨

1 計画期間

この大綱の計画期間は、「第２次淡路市総合計画後期基本計画」の計画終了期間に合わせ、２０２２年（令和４年）度から２０２６年（令和８年）度までとします。

2 基本方針

これまでの「淡路市行政改革大綱」や「淡路市新行財政改革推進方策」等を踏まえ、引き続き、改革に取り組むこととし、特に進捗がみられない項目は、重点取組事項と位置付けて、行財政改革を推進します。限られた行政資源（人、物、財源）を最大限に活用し、必要性の高い施策・事業へ資源を優先的に配分するなど、「選択と集中」により、最適配分に努め、複雑多様化・高度化する市民ニーズへの対応、ポストコロナ社会を見据えた将来への希望を持てるまちづくりにつながる施策を展開していきます。

また、市民をはじめとする多様な担い手との協働により、積極的に民間活力の導入を推進し、役割分担しながら行政課題の解決を図るなど、従来の行政の在り方を見直し、持続可能な行政システムへの転換を図ります。

3 今後の財政見通し

２００７年（平成１９年）度には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）」に基づく将来負担比率が、早期健全化基準の３５０％を上回る３７１％となり、そのままでは、市の自己決定権が制限される早期健全化団体に陥るおそれがあったことから、これまでの市政の継続性と安定性を確保しつつ、市民と共に痛みを分かち合いながら、行財政改革に積極的に取り組んだ結果、徐々に同基準は改善し、２０２０年（令和２年）度決算では１４０．９％となり、財政運営に一定の道筋を立てることができました。

しかし、税収などの自主財源が乏しい脆弱な財政体質で、歳入の大半は、国、県等の財源に頼っている状況の中で、今後も地方財政対策における制度改正によっては、直接的に大きな影響を受ける懸念があります。また、２０２１年（令和３年）度から、普通交付税の合併優遇加算が完全に失効し、この影響額は、臨時財政対策

債を含め年間約１１億円と試算しており、引き続き、自主財源の確保と徹底した歳出抑制に努める必要があります。加えて、合併後、本市の一体性の確立と地域の均衡ある発展の財源として活用してきた合併特例事業債の発行が２０２５年（令和７年）度までとなっており、新たな財源の確保が大きな課題となっています。

４ 公 表

本大綱の実施計画である「第２次淡路市新行財政改革推進方策」の進捗状況は、市のホームページ等を通じて、市民等に公表します。

Ⅲ 重点取組事項

【組織力・職員能力の向上】

① 職員の意識改革と人材育成

- 職員一人一人の更なるコスト意識の醸成を図り、限られた人員で複雑・多様化する行政課題に迅速かつ適切に対応していくために、より一層、職員の能力の開発に向けた職場研修、派遣研修等の充実を図り、市民とふれあい、コミュニケーションができる人材育成に努めます。

- 働き方改革の実現に向け、男女ともに仕事と子育てや介護、地域活動などの生活との調和（ワークライフバランス）を更に推進し、時間外勤務の削減、各種休暇の取得充実など、心身ともに健康で、職員がいきいきと能力を発揮できる職場環境の整備に努めます。

② 職員配置の最適化と機能的な組織の構築

- 「淡路市定員適正化計画」に基づき、引き続き、適正な定員管理に取り組みながら人材を確保するとともに、人事評価制度により、職員の能力等を適正に評価し、人事配置に反映します。

- 時代の変化に相応する組織機構の再編に取り組み、市民から信頼され、信頼に応える組織風土を確立します。

- ポストコロナ時代の行政の在り方として、行政手続等における書面主義、押印主義、対面主義を見直し、行政手続・サービスのデジタル化を進め、テレワークやオンライン会議の積極活用など、市役所のワークスタイルの変革に努めます。

【効率的な行政運営による歳出の削減】

① 事務事業の見直し、効率化の推進

・　事務事業については、職員数が減少している状況にもかかわらず、増え続けている状況であり、各事業の成果、必要性、妥当性等の評価を継続的に行います。また、緊急性の高い事業を優先的に選択し、選択と集中により、市民ニーズに応える施策の展開を図ります。

・　マイナンバー制度の周知及び普及促進を図り、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、更なるペーパーレス化の導入を検討するなど、事務処理の効率化や経費の削減を推進します。

② 民間活力の活用

・　行政の担うべき役割を明確に整理し、民間にできることは民間に委ねていくという視点から、行政サービスの民間委託や指定管理者制度など、積極的に民間活力を導入し、コスト削減や効率的な業務運営に取り組みます。

③ 公の施設の適正配置

・　現有する公共施設を将来にわたって、全てを維持管理することは困難であることから、「淡路市公共施設等総合管理計画[２０１６年(平成２８年)策定]」を２０２１年（令和３年）度中に見直し、施設の統廃合等により、人口の減少や財政規模に見合った施設管理数とするため、拠点施設の充実を図りながら、その削減に努めます。

・　市有の集会所は、大半の利用は町内会等が行っている現状を踏まえ、町内会へ無償譲渡するように努めます。

・　市営住宅の管理戸数（１，６６１戸）は、阪神・淡路大震災の復興住宅の影響もあり、島内２市と比較してもかなり多く、今後、施設維持に対する費用の増加や、老朽化等による空き部屋の増加などで使用料収入の減少も予想されるため、市営住宅の統廃合を進めます。

・　公の施設において、敷地が借地となっているところが島内２市と比較しても多い状況となっており、後年度の費用負担が大きいため、施設の統廃合を行う際は、借地の解消に努めます。また、借地料については、多くの契約内容が当初から十分な見直しが行われていないため、適正な金額であるか否かを含め、見直しを進めます。

・　市が出資している㈱キャトルセゾン松帆、㈱淡路観光開発公社、㈱ほくだん、㈱淡路島パルシェの第三セクターについては、当初の設立目的や事業の内容を整理した後、外部専門家等を活用して、今後の経営状況の推測から抜本的な経営改善が必要と判断された場合には、統廃合、民間譲渡を含め検討します。

【健全な財政基盤の確立に向けた歳入の確保】

① 財源の確保

・　新型コロナウイルス感染症の流行により、国全体で経済活動の停滞や、移動の制限等が余儀なくされる中で、市民税を中心に市税の減収が見込まれています。よって、以前にも増して、徴収率の向上が求められる中で、納税者らの公正・公平性の原則を踏まえ、滞納管理システム等を有効に活用し、納期限内の納付推進と現年度分の徴収強化、預金等財産調査など滞納整理の徹底と強化を図り、安定的な財源確保に努めます。また、ふるさと納税の取組を強化し、自主的な財源確保に努めます。

・　使用料等については、受益者負担等の公平性を確保するため、市税部局と連携しながら、悪質滞納者に対して法的手続を取るなど厳正に対応し、収入未済額の縮減に取り組みます。また、学校給食費の公会計化を推進し、徴収管理業務の効率化に取り組みます。

② 下水道の加入促進と使用料の改定

・　下水道の加入促進については、加入時の受益者負担金等の経済的負担により、低所得世帯の加入が進みにくい一面はありますが、広く市民に対し、下水道の必要性について十分に理解を求め、より一層の加入推進に努めます。
また、下水道事業の財政は、厳しい状況にあり、今後、受益者負担の原則を踏まえ、下水道使用料を改定します。

【市民等との協働による魅力あるまちづくりの推進】

① 協働のまちづくりの推進

・　効果的な行財政改革を推進するには、市民と行政との双方向的コミュニケーションが不可欠であり、市民との対話を通して市民のニーズを把握すること、それに対する効果的な政策・事業を展開するとともに、その取組を丁寧に説明することで、市民の理解を得るように引き続き努めます。

・　様々な市民ニーズや課題などに、効果的かつ効率的に対応するために、自助・助・公助による適切な役割分担の下、市民、企業、大学等との連携を強化し、共

に協力して協働によるまちづくりを推進します。

② 魅力あるまちづくりの推進

・ 「いつかきっと帰りたくなる街づくり」※施策を推進し、市民が自然豊かな食材や時間的な豊かさ、阪神間に近いといった交通の利便性など「愛着あるところ」を再認識しつつ、明るく元気に、安全、安心に暮らせる淡路市の「いいところ」を、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するなど情報発信力を強化します。

※基本理念 ①住んでいる人たちが、安全安心で快適に生活ができ、住み続けたくなる街づくり
②島外で頑張っている人たちが、いつか帰ってきて住みたくなる街づくり
③訪れた人たちが、住んでみたくなる街づくり

・ 企業誘致活動や定住促進施策等に積極的に取り組み、地域活性化による地域経済の好循環社会の構築と定住人口の増加を図ることで、魅力あるまちづくりを推進します。

【各分野におけるこれまでの主要な成果】

① 組織、定員及び給与の見直し

出張所機能の縮小、本庁業務の集約、出前市役所の設置など、組織体制を見直すとともに、「定員適正化計画」に基づき、正規職員数の削減を実施し、給与の見直しも行いました。一方で、行政サービスの低下を抑制するため、必要に応じ臨時職員等を配置するなど、行政サービスの充実に努めています。

【職員数及び人件費】 （単位:人、百万円）

区 分		2017（平成29）	2018（平成30）	2019（令和元）	2020（令和2）	増 減 2017→2020
正規職員						
	計画人数	426	420	413	413	▲ 13
	実績人数	419	417	404	411	▲ 8
	人件費	2,565	2,544	2,426	2,474	▲ 91
臨時職員等（令和2年度から会計年度任用職員）						
	実績人数	429	423	443	502	73
	人件費	907	902	971	1,177	270

② 地方債残高の縮減

次世代に過度な負担を残さないように、地方債の借入れの必要性や効果の高い

事業に厳選するとともに、繰上償還を実施することにより、地方債残高は縮減しています。

【地方債残高の推移】　（単位:億円）

区　分	2017 （平成29）	2018 （平成30）	2019 （令和元）	2020 （令和2）	増 減 2017→2020
一般会計	439	410	399	385	▲54
特別会計	248	242	232	223	▲25
合　計	687	652	631	608	▲79

③ 公の施設の見直し

■市が管理している施設（約３７０施設）を対象に指定管理者制度の導入を検討
　２０２１年（令和３年）４月現在で、６０施設に導入（集会所、福祉施設、産業振興施設、文化ホール等の社会教育施設、プール等の体育施設）

■保育所、小・中学校の再編に伴う各施設の活用
- 旧北淡東中学校（山本光学㈱）、旧野島小学校（㈱パソナグループ）、旧仁井保育所（淡路市社会福祉協議会）、旧野島保育所（兵庫県社会福祉事業団）、旧佐野小学校（㈱さの小）を無償譲渡
- 旧仁井小学校（日本グローバルアカデミー）、旧尾崎小学校（㈱バルニバービ）を有償譲渡
- 旧江井保育所（アーク不動産㈱）を有償貸与

■その他の公共施設
- 特別養護老人ホーム東浦カーネーションホームを聖隷福祉事業団へ無償譲渡

④ 事務事業の見直し

- 事業仕分け、事務事業の総点検の実施
- 各種団体補助金の見直し（町内会活動助成、社会福祉協議会、商工会、体育協会、文化協会等）

⑤ 公営企業の見直し

- 下水道料金について、２０１０年（平成２２年）４月に改正し、２０㎥当たり約１１．８％の値上げを実施